

## 補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性について分析・評価

### 1. 分析・評価のプロセス

「コーポレートガバナンスに関する方針」第3章5.に記載のとおり、取締役会全体の実効性についての分析・評価を毎年実施することとしています。2016年度は、以下のプロセスで分析・評価を実施いたしました。

#### (1) 各取締役・監査役に対する自己評価アンケートの実施

- ・主に取締役会の運営、構成、役割・責務等の観点から10項目の質問票を事前に配布し、社外役員へは事務局によるインタビュー形式でアンケートを実施。
- ・PDCAサイクルに則った継続的改善を図る観点から、2015年度の評価を踏まえて実施した改善策（機能向上策）の効果発揮状況を含め評価を実施。

#### (2) 取締役会への評価・検証結果の報告

- ・各取締役・監査役による自己評価結果を踏まえ、2017年度に向けた機能向上策を取りまとめ、取締役会に報告。

### 2. 分析・評価結果の概要

- ・取締役会の運営（開催頻度、審議件数、審議時間等）および取締役会の構成（取締役の員数、社内と社外の員数バランス等）は概ね適切である。
- ・取締役会の役割・責務については、経営計画や事業投資等の重要議事を、方針段階から複数回論議することで、社外役員の知見を活かした取締役会の関与が高まり、中長期的な企業価値向上につながっている。
- ・2016年度に実施した改善策（機能向上策）は適切に機能している。  
なお、自己評価アンケートにおける意見を踏まえ、取締役会の実効性のさらなる向上に向け、以下の改善策に取り組んでいきます。
  - 取締役会付議基準の見直しによる論議事項のさらなる絞込み
  - 議案の本紙と参考資料を分ける等、ポイントの明確化
  - 役員に求められる知識習得のための新たな研修の創設
  - 社外役員による当社事業の視察の拡充